

ワンストップ特例申請の添付資料について

1 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」とは

ふるさと納税後に所得税・住民税の控除を受けるためには、原則、確定申告や住民税申告が必要ですが、税金の寄附金控除申告手続きを寄附した自治体が代行する「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が利用できるようになりました。

2 ワンストップ特例制度を利用するためには

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書（第五十五号の五様式）」に個人番号の記入と、個人番号確認と本人確認書類の写しの添付が必要となります。以下の(1)～(3)いずれかのパターンで、該当する書類を用意し、秋田市までご提出ください。

申請後に変更が生じた場合（引越等による住所変更、入籍等による氏名変更等）は、「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書（第五十五号の六様式）」を必ずご提出ください。

（提出期限：寄附した年の翌年1月10日必着）

3 添付資料について

(1) パターンA

個人番号（マイナンバー）カードの両面の写しを添付

(2) パターンB (①+②)

①マイナンバー通知カードもしくは個人番号記載ありの住民票

②免許証もしくはパスポートの写し等

（顔写真表示があり、氏名、生年月日、住所が確認できるもの）

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書でも問題ありません。

(3) パターンC (①+②)

①マイナンバー通知カードもしくは個人番号記載ありの住民票

②健康保険証および年金手帳等の公的書類2点の写し

4 注意点について

(1) 申請書内容と本人確認書類の内容（住所、氏名等）が一致する必要があります。

本人確認書類の住所等変更記載のある場合は、その面の写しもご提出ください。

(2) コピーした本人確認書類の文字や数字が認識できるものか再度ご確認ください。

書類不備や添付書類が不足する場合は、受付できません。

(3) ふるさと納税サイトより届くワンストップ特例申請書を使用し、郵送済みの方は、あらためてご自身で書類をご提出いただく必要はございません。

《お問い合わせ先》

■秋田市への寄附や特例申請書の送付について

⇒〒010-8560 秋田県秋田市山王1丁目1-1

秋田市 人口減少・移住定住対策課 地方創生担当

電話 018-888-5487 FAX 018-888-5488 E-mail ro-plpo@city.akita.lg.jp

■「ふるさと納税ワンストップ特例制度」や税金の申告について

⇒お住まいの地域の税務署または市区町村の税務窓口